

あまのついで

暑中お見舞い
申し上げます



法曹一元の本質

坂元 和夫

1、問題提起

九八年十一月の日弁連第一七回司法シンポジウムは法曹一元がテーマでした。充実した討議が行われ、法曹一元についての論議が深まりましたが、シンポジウムから一年近くを経た現在でも、弁護士会内に、重要な点について未だに意見の不一致がみられます。

例えば、
・何のために法曹一元を導入するのか
・本当に法曹一元の実現は可能なのか
・一元裁判官の給源を弁護士に限るべきなのか否か
・日弁連の主張する法曹一元と自民党・財界の主張する法曹一元は、同じか

違うのか
等です。

会内に様々な意見があること自体は、日弁連のリアルな体質を表すものとして何ら異とするに足りません。しかし、意見の相違が相互の認識不足や誤解に基づくものだとしたら、討議をつくして認識の共通化をはかることにより、その解消に努めるべきです。
日弁連は、本年四月司法改革推進センター内に法曹一元推進本部を発足させ、法曹一元実現のために強力な運動を展開しようとしています。そのためには、会内において、実現すべき法曹一元の内容を大枠において固めなければなりません。

その討議にさいし、今一度、法曹一元の本質は何かを振り返って考えてみることに、小異を捨てて大同に就くために有益であると思われまます。

2、法曹一元の本質は何か

法曹一元は、裁判官適格者の合理的な選抜システムである点にその本質があります。

(1) 法曹一元は、大きな母集団から良質の裁判官を選抜するシステムの一つであり、裁判官適格性の「判断材料」・「判断基準」・「判断手続」に特色があります。

判断材料としては、候補者が一定年数以上裁判官以外の法律に関する職務に従事した間における実績 (CAREER) としての実績が重要です。実績に対する定まった社会的評価は、客観的で確度の高い情報だからです。

判断基準は、法律専門性・

人権感覚・正義感・共感性 (人間的温かさ) ・職務に対する情熱・バランス感覚・安定性などでしょう。

判断手続は、法曹と一般市民からなる委員会が客観性のある方法で収集した候補者に関する資料・情報に基づいて、裁判官適格性を判断し、任命権者に適格性の有無を報告するというものです。任命権者は、これを尊重して任命を行うことになります。

(2) このような内容を持つ裁判官選任システムは、アメリカにおいて、伝統的な選挙による裁判官選任に代わり、あるいは、これと併用される制度として発展してきました。民主性の点では選挙制に劣るとしても、より適格性のある裁判官を選任するシステムとして優れていると評価されています。

(3) 法曹一元制度は、わが国のキャリアシステム (子飼制度) と比較すると、

裁判官選抜制度として、はるかに合理的です。

キャリアシステムでは、司法試験の成績と短い修習期間中の成績を判断材料として、適格性のありそうな者を判事補として採用します。その後は、専らOJT (オン・ザ・ジョブ・トレーニング) で一人前にするための訓練が行われます。判事補は、原則として全員が判事に任命され、スクリーニングは事実上行われません。従って、適格性のあまりない者が裁判官として定年まで職に留まることが少なからず起こるのです。

3、法曹一元に伴う効用

法曹一元を採用することにより、必然的に伴う効用ないし利点があります。

一つは、選ばれる裁判官が、全て、弁護士業務など市民に近い所で法律業務に従事したことから得られた社会経験や当事者経験など多様な経験を持つ人だとい

う点です。キャリアアシステムでは、大学を卒業した若者が、いわば純粹培養的に養成されるので、世事に疎く、一般常識や人間への洞察力の足りない裁判官が多くなると言われます。こうした成熟性に欠ける裁判官による裁判が国民を納得させるものではないことは明らかです。

もう一つは、他の職業経験者から選ばれた一元裁判官は、全員が既に一人前の法律家ですから、研鑽の必要はともかくとして、養成の余地がないので、同一待遇・同一報酬制になじみやすい点です。その結果、昇給・昇格による人事統制とか、これを手段とする官僚制的支配システムは、自ずと消滅せざるをえなくなります。

また、法曹一元は、一定の期間（例えば一〇年）経過後、適格性を再審査する制度とも結びつきやすいのです。

さらに、法曹一元は、当業者である国民を代理代弁する弁護士を主たる給源として裁判官を選ぶので、間接的ながら国民と裁判官の同質性が実現され、裁判官に民主的の基盤を提供することになります。政治における治者と被治者の同質性と同じように、司法においても、裁く者（判断者）と裁かれる者（被判断者）の同質性は、民主性確保のための要素です（この意味では陪審制がより民主的）。

4、法曹一元をめぐる

論争点への示唆

(1) 人口論について

給源の母集団は、ある程度大きくなければなりません。弁護士人口は、絶対的に不足しているため、現状より増やす必要のあることは間違いありません。ただ、判事補制度がなくなることを考慮に入れば、一元制実施時期にもよりますが、司法試験合格者一〇〇〇人

体制で不足なのかどうかは一概には言えないと思われる。いずれにしても、実験的に増員に踏み切り、効果・影響の検証が必要です。

(2) 給源について

弁護士は民主法曹だが檢察官は権力法曹だから、一元裁判官の給源は、弁護士に限るべきだという見解があります。

しかし、弁護士の中にも裁判官不適格者がいるように、檢察官の中にも裁判官適格者がいる筈です。弁護士を特別視する考え方は、独善的で国民の支持を受けられることは出来ません。

先に述べたように、裁判官適格性の判断システムを完備すれば、給源は、むしろ限定しない方が合理的です。檢察官はもちろん、学者でも行政官でも、およそ専門的資格試験に合格していれば、選考の対象になりうると思われるべきです。論者の危惧する権力的・反人権的なタイプの檢察官は、

選抜過程で脱落する筈です。給源は、限定しないで、選抜の仕方をきつちり行う方が合理的かつフェアです。もっとも法曹一元が裁判所に民主的の基盤を提供する点を重視すれば、給源を弁護士経験者に限る考え方に傾くでしょう。

(3) 自民党・財界の法曹一元との異同

法曹一元の本質を適格性のある裁判官の合理的選任方法に求めるならば、法曹一元それ自体は、ニュートラルな制度といえます。選考基準と手続きさえ明確にしておけば、政治的動機の入り込む余地が少ないからです。

自民党・財界も、法曹一元導入の必要性として、裁判官の社会的経験の不足と裁判所の官僚システムの排除を挙げています。大枠において、日弁連の問題意識と一致しているのです。今や、財界さえも、裁判所の古い体質に愛想を尽かして

いるのです。

5、結論

本年七月に発足した司法制度改革審議会は、三五年ぶりにわが国の司法制度を抜本的に改革するために、国会決議に基づいて政府に設置された機関です。この審議会では、事実上、法曹一元が最大の論点になりそうです。

国民世論は、官僚的司法から市民的司法への変革をもたらす法曹一元の導入にきわめて好意的ですが、裁判所の態度が消極的と伝えられる点が気掛かりです。司法の要である裁判所の改革が全国的要請になっっている今日、私達は、小異を捨てて大同に就き、この千載一遇のチャンスを活かさなければならぬと考えます。

以上



「野宿者」問題の示すもの

尾藤 廣喜

●急増する野宿者

長引く不況の中で、野宿者を余儀なくされる人が増えています。一九九八年（平成一〇年）夏には、全国で一六、〇〇〇人と推定されていた野宿者の数は、一九九九年（平成一一一年）に入っ

て二〇、〇〇〇人を超えたと言われています。また、路上で栄養失調や飢餓のため亡くなる人や凍死する人も後を絶ちません。京都でも、かつては野宿する人の多くは、京都駅近辺に集中していたのですが、最近では鴨川の周辺や四条の地下街に野宿する人が増えています。

●機能していない生活保護

本来であれば、このような場合、生活保護制度がある場合には、そこを居所として生活保護が開始され、通院治療を受けることが多いのですが、これらがなければ、保護は認められないのが通常です。

また、「就労可能」という診断がなされれば、それだけで、働く場があるうがなからう保護は行われず放置されるか、せいぜい「法外援護」と称してパン等を配るといのが実態です。

効に機能していなければなりません。ところが、生活保護制度は、野宿者に対しては、ほとんど機能していないというのが実態です。しかも、野宿者についての対処の仕方は、不思議なことに各地で違いがあり、「東高西低」と言われるように、東日本に比べ西日本の運用が厳しくなっているのが特徴的です。

しかし、おおまかに言えば、福祉事務所に相談にいった場合、医師の診断の結果、「入院が必要」となると、ほとんどの場合、生活保護の医療扶助で「入院」となります。一方、「就労困難通院が必要」とされた場合には、簡易宿泊所（いわゆる「ドヤ」）や更生施設等

がある場合には、そこを居所として生活保護が開始され、通院治療を受けることが多いのですが、これらがなければ、保護は認められないのが通常です。

また、「就労可能」という診断がなされれば、それだけで、働く場があるうがなからう保護は行われず放置されるか、せいぜい「法外援護」と称してパン等を配るといのが実態です。

●生存権の保障は

わが国の憲法では、第二五条において、「生存権」が保障されています。また、一九八六年（昭和六一年）の第三六回国連総会は、一九八七年（昭和六二年）を国際居住年と指定し、「世界各国、とくに開発途上国において、一九八七年までに一部の貧困層および恵まれない人々の住居および居住環境の改善を行うこと」を目標として定めています。さらに、憲法をうけた生活保護法第二条は、「すべて

国民は、……この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」と定めています。

したがって、生活保護制度は、生活に困るようになった理由や住所の有る無しに関係なく、収入が一定の基準以下の人については「無差別平等」に保護が認められることになっています。

先に述べました生活保護法の運用は、住居すら持たない野宿者に対して、憲法も生活保護法も無視した違法な取扱いを行っているものです。

このような違法な取り扱いが罷り通っている背景としては、第一に、生活保護制度の「適正化」とよばれる厳しい運用と、第二に、野宿者に対して、好きでやっているのだとか、働く意欲がないなどの根拠のない偏見があることが挙げられます。

しかし、仕事も生活する術もない野宿者について、「適正化」を理由に保護を拒否することが許されないことは明らかです。また、野宿者に対する聞き取り調査によれば、八五％の人が仕事があれば仕事をしたいと答え、野宿の理由の六七％が失業、二三％が家賃を払えなくなった、一一％が高齢というのが実態です。

●総合対策の必要性

政府もやっと今年の五月二六日、野宿者に対する当面の対策をまとめました。しかし、その内容は、全国数カ所のセンターへの六か月の入所で自立に結びつけることを主な内容とするもので、あまりにもお粗末なものです。

いままさすべきことは、まず、生活保護制度の十分な活用、住宅確保と就労についての特別な対策を国と自治体の責任で行う、などの総合対策を早期に実施することです。



陪審

山崎浩一

Ω 陪審の常識

京都弁護士会所蔵の本に『陪審の常識』というものがあります。古びた扉を開けると、「昭和貳年貳二月・司法省民事局寄贈」とあります。

昭和三年の陪審法施行に向けて、国民に平易に陪審制度の解説をすべく大審院部長が書いたものです。

この本には、陪審制度を採用した理由が次のように説明されています。「民意を主とする立憲制度を完全に行うためには立法、行政のみならず司法においても国民に参与権を認める必要がある。陪審制度を作用すれば、国民は自然に法律に親しみ、裁判所の使命が如

何に国民の生活に重大な関係があるかもよく得心がいく。法律の通俗化、裁判所の民衆化になる。」

Ω 陪審施行

大正デモクラシーの動きの中、大正一二年に成立した陪審法は準備期間を経て昭和三年一〇月一日に施行されました。

施行日に発行された東京朝日新聞には「官僚の裁判から国民参与の裁判へ」という見出しとともに、原司法大臣の「国民をして裁判所を人権擁護、正義実現の機関であると信じさせるには、官僚のみによる裁判を変更し、国民をして罪の有無は自分等と同様の国民に

より決せられるから少しも不安はないとの安心をもたせることが必要であり、それが陪審使用の理由である」との談話が掲載されています。

政府が陪審実施のためにかけた準備はたいしたもの、裁判官や検事、弁護士が行った講演会は三三三九回、聴衆者は一二四万人におよび、出版物、映画、ラジオ等を通じて陪審制度の知識の普及が行われました。また合計三六名の裁判官がアメリカに陪審制度の視察に赴きました。

Ω 陪審の不振

司法省は当初一年間に行われる陪審裁判数は二三〇〇件位あると予想していましたが、初年度はわずか二五三件で、その後も事件数は増えず、陪審法が停止されるまでの一五年間に行われた陪審裁判数はわずか四八四件でした。

そして太平洋戦争激化に

より昭和一八年に陪審法停止法が制定され、戦争終了後まで陪審裁判が停止されたのです。

陪審不振の原因として、陪審裁判を担当したところのある島保・元最高裁判事は次のように語っています。

「陪審の答申が裁判官の気に合わない」と陪審が更新され、裁判官の思うとおりの裁判になる。しかも陪審では控訴ができず、それが確定してしまう。一般の裁判では控訴をすれば刑が軽くなる傾向があるのに一審限りではそれがなくなる。それで陪審裁判が被告人や弁護人に好かれなくなったものと思う」

Ω 注目すべき実績

しかし、実施された陪審裁判の内容をみると注目すべき点があります。まず、一七・六パーセントという無罪率の高さです。

また、裁判官が陪審と違う判断をしようと思えば陪

審員を入れ換えて審理をやり直す更新という制度が用意されていましたが、更新されたのは一四件で、五パーセントに過ぎません。

これは、裁判官もかなり陪審員の判断を信頼していたことの表われではないでしょうか。

また審理に要した日数は平均で一・七日で、最長で四二人の証人を調べた事件で七日間です。

このことは、陪審が裁判の迅速化をきたらすことを示しています。

実際に陪審事件を担当した裁判官や検事は、陪審員はよく義務を尽くしたと高く評価しています。

前述の島・元判事は「陪審員の態度は極めて真面目で、熱心に任務を果たそうとしていた」と高く評価しています。

戦争終了後五〇年以上たち、真に民主国家になるうとする以上、陪審の復活が必要で



住民基本台帳法改正問題

中村 多美子

住民票手続きの 便利さの追求

情報化社会の現れとも見える住民基本台帳法の改正問題。これは、国民全員に一〇桁の番号（住民票コード）をつけて、住民票のデータベースを作り、コンピューターで管理して、全国どこからでも、短時間で、自分の住民票をとることができるようになるというものです。しかし、そこに大きな落とし穴があることは、見過ごされがちです。

ネットワークにおける 情報管理の問題

一見便利そうなのこのシス

テムですが、膨大な量の住民票のデータをコンピューターに入力するとなると、役所の人間の手で足りるわけがありません。法案でも、外部の委託業者に必要なる作業を委託することが認められています。

もちろん、秘密の厳守と罰則も定められています。

しかしながら、外部者の関与が極力制限されている現行制度のもとでさえ、公的機関からの情報の流出が新聞紙上をにぎわしているのが現状です。

また、各自治体で集積されたデータは、専用回線を使って、国家レベルでアクセスが可能となります。そのネットワークは、専用回

線による暗号化された情報のやりとりであり、相手の認証が必要とされるため、セキュリティは万全と、政府は主張します。

しかしながら、要塞のように堅固な防壁があつては、通常の使用にも差し支えまです。効率的な高さに防壁を下げるなら、不正使用が完全に不可能などということはおよそあり得ません。法案では、絶対安全との前提のもと、不正使用によりセキュリティが破られた場合の対策は全く念頭におかれていません。

膨大な個人情報の 集積の危険

法案では、氏名・住所・性別・生年月日の基本4情報に住民票コードをつけるだけだとされています。しかし、地方自治体などには、それ以外の個人情報を集積する裁量を与えられています。すなわち、住民票コー

ドにどんな情報が集積するのか、予測できません。また、住民票コードを介して、データベースが結合される危険もあります。

こうして、国が保有する税務・医療・教育・年金・福祉・家族・犯罪等の情報が、知らないところで二元的に管理される危険があるのです。個人の情報について、国家はあらゆることを知っている、そのような状態となることも、全く可能性のないことではありません。

情報化社会の落とし穴

素早くあらゆる情報を手でできるということは、それだけ情報が広範に、そして迅速に流通するということです。しかも、訂正の申出はできても、訂正するかどうかは保有機関の裁量とされている以上、自分の誤った情報が、いったん保有された場合、それを訂正する

ことは困難を極めます。誤った個人情報をごまかすまで一人歩きするのか、予測はできません。高度情報化は、個人情報保護と表裏一体に進められねばならないものです。個人情報の保護が不十分のまま、情報化が推進され、そのバランスが崩れると、思わぬ人権侵害をもたらすのではないのでしょうか。

